

鳥取県ドライブレコーダー普及促進事業 補助金の事務手続きについて

1. 補助事業者の申請・補助金の交付申請提出

○補助事業者の申請・補助金の交付申請は、下記提出先に郵送又は持参してください。

2. 補助事業者・補助金の交付額決定通知到着 (交付申請から原則20日以内)

※交付申請の取下げは、交付決定通知を受けた日から20日以内に限り行うことができます。

3. 補助事業開始 ※県からの決定通知後に事業開始してください。

※この補助金(交付金)事業は、着手届の提出は必要ありません。

【事業を中止・廃止したい場合】

事業を中止・廃止する場合には県の承認が必要です。

中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

【事業を変更したい場合】

本補助金の対象経費の増額及び交付目的に特に影響を及ぼすと認められる内容の変更をする場合には県の承認が必要です。

変更申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

4. 事業完了

※事業の完了とは:補助事業者が補助対象者に機器の販売・取付を行ない交付決定額に実績額が達した日又は年度の最終日となります。

※この補助金(交付金)事業は、完了届の提出は必要ありません。

5. 実績報告書提出 (完了・廃止・中止から20日以内)

○実績報告は、下記提出先に郵送又は持参してください。

◎補助金の支払い

実績報告書受理後、県で審査を行い、補助金額を確定した後、補助金をお支払いします。